

給 付 金

給付金

福祉総務課

1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）事業の概要

重点支援給付金（追加分）は、政府の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）により、低所得支援枠を追加的に拡大するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者等を引き続き支援することを目的に実施した事業であり、給付金及び給付に要する事務経費は、国が補助金（補助率10/10）を交付するという方式であった。

(1) 給付対象者

基準日（令和5年12月1日）において、住民基本台帳に記載されている者で、令和5年度住民税均等割非課税世帯または令和5年1月以降予期せず家計が急変した世帯の世帯主

(2) 給付金額

給付対象の世帯に70,000円

(3) 支給申請の方式

ア 住民税非課税世帯 市が税情報を活用し対象を抽出の上、いわゆるプッシュ型で支給確認書を送付

イ 家計急変世帯 受給対象世帯の世帯主が申請書を提出

(4) 申請期間

令和6年1月5日から令和6年5月31日まで

(5) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）（令和7年3月末時点）

種 別	世帯数	給付額
ア 住民税非課税世帯	25,827 世帯	1,807,890,000 円
イ 家計急変世帯	240 世帯	16,800,000 円
合 計	26,067 世帯	1,824,690,000 円

2 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（拡充分）事業の概要

重点支援給付金（拡充分）は、政府の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を踏まえ、「個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付」及び「こども加算」として支援することを目的に実施した事業であり、給付金及び給付に要する事務経費は、国が補助金（補助率10/10）を交付するという方式であった。

(1) 給付対象者

ア 基準日（令和5年12月1日）において、住民基本台帳に記載されている者で、令和5年度住民税所得割非課税世帯であり、うち少なくとも1人以上が住民税均等割のみ課税である者を含む世帯の世帯主

イ 上記アにおいて18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降）が世帯員として属している世帯の世帯主

ウ 上記1において18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降）が世帯員として属している世帯の世帯主

(2) 給付金額

上記アの給付対象の世帯に 100,000 円（一部支給調整あり）、上記イ・ウの対象となる児童 1 人当たり 50,000 円

(3) 支給申請の方式

市が税情報を活用し対象を抽出の上、いわゆるプッシュ型で支給確認書を送付

(4) 申請期間

令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まで（(1)ア・イ）

令和 6 年 4 月 3 日から令和 6 年 5 月 31 日まで（(1)ウ）

(5) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（拡充分）実績（令和 7 年 3 月末時点）

種 別	世帯数（こども加算人数）	給付額
ア 住民税均等割のみ課税世帯	2,859 世帯	284,030,000 円
イ こども加算（均等割のみ課税世帯）	203 世帯（338 人）	16,900,000 円
ウ こども加算（住民税非課税世帯）	1,740 世帯（3,040 人）	152,000,000 円
合 計	4,599 世帯	452,930,000 円

3 物価高騰重点支援給付金事業の概要

物価高騰重点支援給付金は、政府の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）を踏まえ、令和 6 年度「新たに個人住民税均等割非課税世帯」または「新たに個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯」への給付及びそれらに対する「こども加算」として支援することを目的に実施した事業であり、給付金及び給付に要する事務経費は、国が補助金（補助率 10/10）を交付するという方式であった。

(1) 給付対象者

ア 基準日（令和 6 年 6 月 3 日）において、住民基本台帳に記載されている者で、令和 6 年度新たに住民税均等割非課税世帯または令和 6 年度新たに住民税所得割非課税世帯であり、うち少なくとも 1 人以上が住民税均等割のみ課税である者を含む世帯の世帯主

イ 上記アにおいて 18 歳以下の児童（平成 18 年 4 月 2 日生まれ以降）が世帯員として属している世帯の世帯主

(2) 給付金額

上記アの給付対象の世帯に 100,000 円（一部支給調整あり）、上記イの対象となる児童 1 人当たり 50,000 円

(3) 支給申請の方式

市が税情報を活用し対象を抽出の上、いわゆるプッシュ型で支給確認書を送付

(4) 申請期間

令和 6 年 7 月 30 日から令和 6 年 10 月 31 日まで

(5) 物価高騰重点支援給付金実績（令和7年3月末時点）

種 別	世帯数（こども加算人数）	給付額
ア 住民税均等割非課税世帯	3,340 世帯	323,850,000 円
ア 住民税均等割のみ課税世帯	1,313 世帯	130,490,000 円
イ こども加算（住民税均等割非課税世帯）	405 世帯（701 人）	35,050,000 円
イ こども加算（均等割のみ課税世帯）	89 世帯（151 人）	7,550,000 円
合 計	4,653 世帯	496,940,000 円

4 定額減税 調整給付金事業の概要

定額減税 調整給付金は、政府の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）における物価高騰対策として、令和6年度に実施する所得税額及び個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられないと見込まれる者に対し、その不足となる額を給付することを目的に実施した事業であり、給付金及び給付に要する事務経費は、国が補助金（補助率 10/10）を交付するという方式であった。

(1) 給付対象者

ア 個人住民税の賦課期日（令和6年1月1日）において平塚市に住所を有する者で、令和6年分所得税額（推計）または令和6年度個人住民税所得割が課税となる者のうち、定額減税可能額 $\{(\text{所得税 } 3 \text{ 万円および個人住民税 } 1 \text{ 万円}) \times (\text{本人} + \text{扶養親族})\}$ のうちいずれかが令和6年分所得税額（推計）または令和6年度個人住民税所得割のうちいずれかを上回る者

(2) 給付金額

上記アにおいてそれぞれ上回る額を合算したのち、1万円単位に切り上げた額

(3) 支給申請の方式

市が税情報を活用し対象を抽出の上、いわゆるプッシュ型で支給確認書を送付

(4) 申請期間

令和6年7月30日から令和6年10月31日まで

(5) 定額減税 調整給付金実績（令和7年3月末時点）

種 別	対象者数	給付額
ア 調整給付金	40,218 人	1,671,350,000 円
合 計	40,218 人	1,671,350,000 円

5 平塚市令和6年度住民税非課税世帯向け給付金事業の概要

平塚市令和6年度住民税非課税世帯向け給付金は、政府の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）における物価高への追加支援策として、「個人住民税均等割非課税世帯への給付」及び「こども加算」として支援することを目的に実施した事業であり、給付金及び給付に要する事務経費は、国が補助金（補助率 10/10）を交付するという方式であった。

(1) 給付対象者

ア 基準日（令和6年12月13日）において、住民基本台帳に記載されている者で、令和6年度住民税均等割非課税世帯の世帯主

イ 上記アにおいて18歳以下の児童（平成18年4月2生まれ以降）が世帯員として属している世帯の世帯主

(2) 給付金額

上記アの給付対象の世帯に30,000円、上記イの対象となる児童1人当たり20,000円

(3) 支給申請の方式

市が税情報を活用し対象を抽出の上、いわゆるプッシュ型で支給確認書を送付

(4) 申請期間

令和7年1月31日から令和7年5月31日まで

(5) 令和6年度平塚市住民税非課税世帯向け給付金（令和7年3月末時点）

種 別	世帯数（こども加算人数）	給付額
ア 住民税均等割非課税世帯	25,236 世帯	757,080,000 円
イ こども加算（均等割のみ課税世帯）	1,631 世帯（2,845 人）	56,900,000 円
合 計	25,236 世帯	813,980,000 円